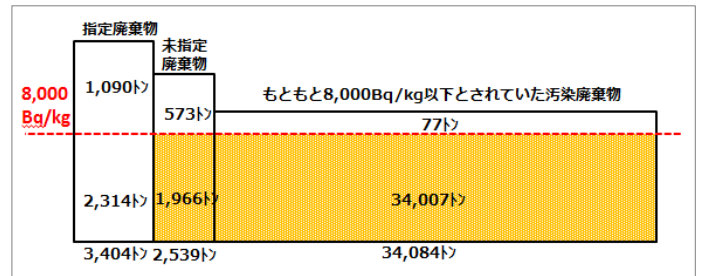


8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）

1. 処理対象

- 県内で一時保管されている農林業系廃棄物（稲わら，牧草，堆肥，ほだ木等）
- 指定廃棄物を除いたもののうち，8,000Bq/kg 以下であることが確認されたもの
- 数量は約 36,000 トン



2. 処理方針（案）

- (1) 今回の測定により 8,000Bq/kg 以下であることが確認された約 36,000 トンの汚染廃棄物について，県内すべての自治体が協力して広域処理を行う。
- (2) 処理方法は，通常の一般ごみとの「混焼」とし，生じた焼却灰は管理型最終処分場に埋め立てる。
- (3) 排ガス・排水等の監視や環境モニタリングを適切に行い，安全性を十分に確認しながら処理を行う。
- (4) まずはごく低い濃度から試験焼却をスタートさせ，各処理施設における安全性を確認しながら慎重に処理を進める。
- (5) 試験焼却の状況を踏まえ，混焼割合により，焼却灰の放射能濃度を調整する。
- (6) 各自治体が処理する廃棄物の量については，汚染廃棄物の保管量や各処理施設の状況等を踏まえ，県が間に入って調整する。
- (7) 広域処理とは別に，各自治体が焼却以外の方法（堆肥化やすき込み等）によって独自に処理することは可能。

試験焼却の考え方

《原則》

- ・ 処理に参加する全ての自治体の施設で焼却，埋立を行う。
- ・ 汚染廃棄物の 1 日当たりの焼却量は，各施設の規模や稼働状況等を踏まえ個別に設定するが，1 施設当たり 1 トンを上限とする。
- ・ 焼却灰の放射能濃度は，汚染廃棄物を焼却していない状態からの上昇幅が最大でも 800Bq/kg 程度となるよう調整することとし，低い濃度から少しずつ試験を行う。
- ・ 段階的に混焼条件を変えて焼却し，焼却灰や排ガス中の放射能濃度等を検証する。
- ・ 試験焼却中は，焼却灰は通常の一般廃棄物と同様のルートで埋立処分する。（汚染廃棄物の処理量が少ないため，搬出元への返却は行わない）

《期間》

半年程度